

改正

昭和48年3月15日条例第13号
昭和49年3月27日条例第24号
昭和50年3月27日条例第5号
昭和52年3月8日条例第10号
昭和53年3月25日条例第5号
昭和54年3月17日条例第6号
昭和54年6月28日条例第33号
昭和55年3月21日条例第7号
昭和56年3月2日条例第10号
昭和60年3月1日条例第18号
昭和60年12月26日条例第35号
平成元年3月1日条例第9号
平成3年3月28日条例第16号
平成4年3月13日条例第16号
平成4年7月1日条例第30号
平成5年3月5日条例第18号
平成6年3月30日条例第16号
平成10年3月18日条例第15号
平成12年3月21日条例第1号
平成19年3月26日条例第17号
平成21年2月27日条例第13号
平成23年3月31日条例第10号
平成28年3月29日条例第9号
令和元年9月26日条例第12号
令和4年3月24日条例第9号
令和6年3月26日条例第11号
令和6年12月20日条例第19号
令和7年3月25日条例第15号

鹿角市消防団員の定員、任免、報酬等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条及び第23条の規定に基づき、鹿角市消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免及び報酬等について定めるものとする。

(定員)

第2条 団員の定員は、820人以内とする。

(任命)

第3条 団員は、消防団長が次の各号の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。

- (1) 市の区域内に居住又は勤務する者
- (2) 年令18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(欠格条項)

第4条 次の各号の一に該当する者は、団員に任命することができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

- 第5条** 消防団長は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障あり、又はこれに堪えない場合
 - (2) 前号に規定する場合のほか、団員として適格性を欠く場合
 - (3) 定数の改廃により過員を生じた場合
- 2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。
- (1) 前条第3号を除く各号の一に該当するに至ったとき。
 - (2) 第3条第1号に該当しなくなつたとき。
- (懲戒)
- 第6条** 消防団長は、団員が次の各号に該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。
- (1) 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
 - (3) 団員としてふさわしくない非行があつたとき。
- 2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。
- 第7条** 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。
- (服務規律)
- 第8条** 消防団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。
- (団長の任期)
- 第9条** 団長の任期は、4年とする。ただし、再任することを妨げない。
- (報酬)
- 第10条** 団員には、次により報酬を支給する。
- 団長 年額 82,500円
 - 副団長 〃 69,000円
 - 分団長 〃 50,500円
 - 副分団長 〃 45,500円
 - 部長 〃 39,000円
 - 班長 〃 37,000円
 - 団員 〃 36,500円
- 2 消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車及び小型動力ポンプの管理保守に従事する消防団員には、次の表に定める報酬を併せて支給する。
- | 区分 | 支給単位 | 金額 |
|-------------|------------|--------|
| 消防ポンプ自動車 | 1台につき (月額) | 3,200円 |
| 小型動力ポンプ付積載車 | 1台につき (月額) | 2,200円 |
| 小型動力ポンプ | 1台につき (月額) | 1,600円 |
- (出動報酬)
- 第11条** 団員が水火災等の職務に従事する場合において、別表に定める額を出動報酬として支給する。
- (普通旅費)
- 第12条** 団員が職務のため旅行する場合においては、旅費を支給する。
- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、鹿角市職員等の旅費に関する条例(昭和47年鹿角市条例第20号)の一般職の職員に支給する旅費の例による。
- (委任)
- 第13条** この条例の施行に関し、必要な事項は、市長がこれを定める。
- 附 則**
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則** (昭和48年3月15日条例第13号)
- この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月27日条例第24号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月27日条例第5号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月8日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月25日条例第5号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月17日条例第6号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月28日条例第33号）

この条例は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月21日条例第7号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月2日条例第10号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月1日条例第18号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月26日条例第35号抄）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

（鹿角市職員等の旅費に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 20 前3項の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例等の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月1日条例第9号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月28日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月13日条例第16号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年7月1日条例第30号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

（報酬等の内払）

- 2 改正前の鹿角市消防団員の定員、任免、報酬等に関する条例の規定に基づいて、この条例の適用の日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた報酬等は、改正後の鹿角市消防団員の定員、任免、報酬等に関する条例の規定による報酬等の内払とみなす。

附 則（平成5年3月5日条例第18号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第16号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月18日条例第15号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法（以下「旧法」という。）の規定による禁治産者は、改正後の民法（以下「新法」という。）の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。
- 3 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。
- 4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3 月26日 条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿角市消防団員の定員、任免、報酬等に関する条例の規定は、平成18年 6 月14日から適用する。

附 則（平成21年 2 月27日 条例第13号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日 条例第10号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月29日 条例第 9 号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月26日 条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月24日 条例第 9 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月26日 条例第11号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年12月20日 条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第15条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 5 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則（令和 7 年 3 月25日 条例第15号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第11条関係）

区分		金額（1 回につき）
水火災等の出動の場合	4 時間未満	4, 000 円
	4 時間以上	8, 000 円
訓練及び警戒出動の場合		2, 500 円